

塩尻地区建設機械借上 2 入札説明書

中信森林管理署の令和 7 年度塩尻地区建設機械借上 2 に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 7 年 1 0 月 6 日

2 契約担当官

分任支出負担行為担当官

中信森林管理署長 高塚 慎司

3 作業概要

- (1) 作 業 名 : 塩尻地区建設機械借上2
- (2) 作 業 場 所 : 長野県塩尻市 奈良井森林事務所管内林道等
- (3) 作 業 内 容 : 崩土除去、不陸直し等 仕様書のとおり
- (4) 契 約 期 間 : 契約締結日の翌日から令和 7 年 1 1 月 2 8 日まで
- (5) 契 約 内 容 :

機種	規格	予定数量	備考
バックホウ	山積0.45m3[平積0.35m3]	50 h	
ダンプトラック	4t積(普通)	30 h	
補助労務	軽作業員	20 h	
重機運搬車	20t車 10kmまで	2 回	
重機運搬車	20t車 20kmまで	2 回	

注) 契約書記載の数量は、作業実施段階において変更する場合がある。
作業に必要な機械、運転者及び燃料等全て受注者が準備するものである。

4 競争参加資格

入札公告 2 による。

5 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、入札公告 2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、確認申請書及び確認資料(以下「申請書等」という。)(様式 1、2)を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (2) 申請書等の提出期間、場所及び方法
入札公告 3 (2) による。
- (3) 確認申請書は、「様式 1」により作成すること。
- (4) 確認資料は、「様式 2」次に従い作成すること。
 - ① 入札公告 2 (2) による。
記載した通知書の写しを添付する。
 - ② 3 (5) の建設機械操作可能な資格を有する運転者。
運転者の氏名を記載し、当該者の資格者証等の写しを添付する。
- (5) 提出された申請書等の審査結果については、「様式 3」により通知する。
なお、(2)の期限までに申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

6 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限：別表 1 の 1
 - ② 提出場所及び方法
入札公告 3 (2) による。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、下記の期限までに説明を求めた者に対し電子メールにより回答するので確認すること。
回答期限：別表 1 の 2

7 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、受領期間内に提出場所へ電子メールにより提出することとし、持参及び郵送での提出は認めない。
なお、電子メールにより提出した旨を、電話で通知すること。
 - ① 受領期間：別表 1 の 3
 - ② 提出場所及び方法
入札公告 3 (2) による。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、電子メールにより回答する。また、(1)の質問及び回答書の写しを中部森林管理局ホームページに掲載する。
<https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiri/nyusatu/situmonkaitou.html>
閲覧期間：別表 1 の 4

8 入札及び開札の日時及び場所等

入札公告 4 (3) (4) による。

9 入札方法等

- (1) 別に示す入札書（様式 4）、競争参加資格確認通知書（様式 3）の写し及び委任状（様式 5）がある場合は委任状を持参し提出するものとする。
- (2) 入札金額の記載方法
入札金額は、入札書「契約内容」記載の機種・規格によりの 1 時間当たり単価（間接経費を含む）に数量を掛けた価格を記載し総価金額にて入札すること。入札書には、入札者が消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定後、契約に当たっては、入札書に記載された単価に数量を乗じて得た予定金額の合計に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約予定総金額とするので、承知のうえ入札すること。

- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (4) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（様式6）について、入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

10 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。この場合は、落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

11 再苦情申立て

分任支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、6の(2)の回答を受け取った日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、分任支出負担行為担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

・提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先
入札公告 3（2）による。

12 関連情報を入手するための照会窓口

入札公告 3（2）による。

13 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
入札保証金 免除
契約保証金 免除
- (3) 入札の無効
入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、虚偽の申請をした者が行った入札及び別冊中部森林管理局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。
なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に於いて4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。
- (4) 契約書作成の要否等 要
別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。
- (5) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

別表1 本入札手続きに係る期間等

1	資格がないと認められた者等に対する理由の説明要求期限日	令和7年10月27日9時00分から令和7年11月5日17時00分までとする。
2	本表の1に対する回答期限	令和7年11月6日9時00分から令和7年11月14日17時00分までとする。
3	入札説明書に対する質問の受領期間	令和7年10月7日9時00分から令和7年10月24日17時00分までとする。
4	本表の3に対する閲覧期限	令和7年10月25日9時00分から令和7年10月28日17時00分までとする。

競争参加資格確認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官
中信森林管理署長 高塚 慎司 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

令和7年10月6日付けで入札公告のありました塩尻地区建設機械借上2に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令165号)第70条及び71条の規定に該当する者でないこと及び添付書類内容については事実と相違ないことを誓約する。

記

1. 入札説明書5の(4)の①及び②に定める資格確認表

資 格 確 認 表

会社名:〇〇〇〇

項 目	
「役務の提供等」の全省庁統一資格	☐
「建設工事」の中部森林管理局競争参加資格	☐
配置予定建設機械運転有資格者の氏名(複数でも可)	

注1) 「役務の提供等」の全省庁統一資格又は「建設工事」の中部森林管理局競争参加資格のどちらか一方を選択すること。

注2) 記載した通知書の写しを添付すること。

注3) 配置予定建設機械運転有資格者の当該資格の免許証等の写しを添付すること。

競争参加資格確認通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所
商 号 又 は 名
代 表 者 氏 名
殿

分任支出負担行為担当官
中信森林管理署長 高塚 慎司

先に申請のあった塩尻地区建設機械借上2に係る競争参加資格については、下記のとおり確認したので通知します。

記

入札公告日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
作 業 名	塩尻地区建設機械借上2
競争参加資格の有無	有 無
競争参加資格がないと認めた理由	
変更入札日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
変更開札日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分

競争参加資格がないと通知された方は、競争参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、本通知日の翌日から起算して7日（休日は含めない。）以内に総務グループへその旨を記載した書面を提出して下さい。

様式 4

入 札 書 (見 積 書)

1. 作 業 名 : 塩尻地区建設機械借上2

2.入札(見積)単価

機 種	規 格	数 量	単 価	金 額
バックホウ	山積0.45m3[平積0.35m3]	50 h		
ダンプトラック	4t積(普通)	30 h		
補助労務	軽作業員	20 h		
重機運搬車	20t車 10kmまで	2 回		
重機運搬車	20t車 20kmまで	2 回		
計				

上記単価には間接経費を含んでいます。また、上記金額は消費税相当額を除いた金額ですので、契約金額は上記金額に10%に相当する額を加算した金額となること、また、入札心得、契約書(案)承諾の上で入札(見積)します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官
中信森林管理署長 高塚 慎司 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 氏 名
代 理 人

(印鑑省略時記載)

会社名及び部署名 :

本件責任者(氏名) :

担 当 者(氏名) :

連 絡 先 1 :

連 絡 先 2 :

様式 5

委 任 状

代理人氏名

上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札年月日
- 2 件名
- 3 入札に関する一切の件

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

分任支出負担行為担当官

中信森林管理署長 高塚 慎司 殿

(印鑑省略時記載)

会社名及び部署名 :	_____
本件責任者(氏名) :	_____
担 当 者(氏名) :	_____
連 絡 先 1 :	_____
連 絡 先 2 :	_____

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。
(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。